

消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

(1) 現状

現在の消防指令装置は平成25年3月、デジタル無線は平成26年2月に北本基地局、平成27年3月に鴻巣基地局の運用を開始し、指令装置が12年、デジタル無線の運用開始から、それぞれ11年、10年が経過している。

これらの機器は経年劣化が見られ、機器故障時の保守、交換等も困難になっている。また、全国的に普及し始めている映像通報システム等の新通報手段への対応、総務省消防庁が推進している消防緊急通信指令・無線施設の標準インターフェイスの導入、消防救急デジタル無線の不感地帯の解消等の課題を抱え運用をしている。

(2) 目的

消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により実施するものとし、最も優れた提案を行う事業者（以下「優先交渉事業者」という。）を選定する。

(3) ポリシー

消防緊急通信指令・無線施設は24時間365日継続的かつ安定的な稼働が求められるシステムである。本業務は現行システムの運用に支障がない形で、高機能化、操作性向上及び最新技術動向を踏まえた次期施設への更新を行うものであり、当消防本部の求める機能、システムを示した「要求水準書」と

(1) 現状に示す課題を十分に理解した上で構築し令和9年3月1日からの運用を目指すものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業

(2) 履行期間（予定）

契約締結の日から令和9年2月28日まで

(3) 業務の仕様・範囲

別添「要求水準書」及び「付属書類一式」のとおり

（当組合ホームページに掲載）

(4) 導入スケジュール

「別紙1 表1 プロポーザル実施スケジュール」のとおり

- (5) 初期導入費用に係る支払上限額  
(税込) 1, 455, 257, 000円
- (6) 支払方法  
令和7年度及び令和8年度の2回払いとする。  
なお、令和7年度の支払上限額は(税込) 1, 161, 293, 000円とする。
- (7) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の納付、担保等若しくは保証事業会社の保証とする。

### 3 提案概要

#### (1) 事務局

埼玉県中央広域消防本部 指令課

ア 所在地：鴻巣市箕田1638-1

イ 電話：048-595-1191

ウ FAX：048-597-3714

エ メール：sireika@ken-o.or.jp

オ 宛先：埼玉県中央広域事務組合管理者

(埼玉県中央広域消防本部 指令課) 宛

カ 担当：大木、齋藤

#### (2) 選定スケジュール

##### ア 参加表明

参加表明書(様式1)、会社概要(様式2)及び導入実績(様式3)を各1部ずつ又は参加辞退届(様式11)については、以下日時までに提出すること。

提出期限：令和7年4月18日(金) 17時必着

※提出された書類を確認後、4月末までに参加資格確認結果通知書(様式12号)を送付する。

##### イ 質疑応答

本プロポーザルの提出書類に関する事で質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。なお、提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問には、いかなる場合であっても回答しない。

提出期限：令和7年4月9日(水) 17時

提出先：本実施要領「3提案概要(1)事務局」宛

提出方法：E-mailにより質問書(様式9)を本組合に提出し、メール件名は以下のとおりとすること。なお、送信確認として電話連絡

すること。

メール件名：【会社名】消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線  
施設更新事業質問書

質問の回答：質問に対する回答は、集約したものを、質問者名を伏せて本組  
合のホームページで回答書（様式10）を公表する。

回答日：令和7年4月15日（火）12時

ウ 提案書提出

提出期日：令和7年5月13日（火）17時

提出書類の詳細については、本実施要領「3 提案概要（4）提出書類の提出  
方法等」参照のこと。

エ プレゼンテーション及びデモンストレーション

実施日：令和7年5月27日（火）～28日（水）予定

オ 最終審査決定通知

令和7年6月11日（水）予定

### （3）参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。なお、本プロポーザルの参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなったときは、当該参加者はその時点で失格とする。

ア 埼玉県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者。

イ 過去10年間において、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要  
領で定める高機能消防指令装置Ⅱ型以上の構築業務を元請として履行完了  
した実績及び消防救急デジタル無線の構築業務を元請として履行完了した  
実績があること。

ウ 情報セキュリティ実施基準であるISMS（JIS Q 27001（ISO/OEC27001））  
の認証を有している者又は一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプラ  
イバシーマーク制度の認定を受けている者。

エ 令和7年3月までに業務担当責任者又は業務担当者として、消防救急デジ  
タル無線整備における管理及び統括を行った経験を有する者を1名配置で  
きること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該  
当しないこと。

カ 埼玉県央広域事務組合（以下「本組合」という。）の組合市のいずれかにお  
いて入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録のものにつ  
いては、参加表明時に入札参加資格者名簿登録申請に必要な書類を提出す  
ること。

キ 本組合から指名停止措置を受けていないこと。

- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- コ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き中の事業者でないこと。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。
- シ 本組合の組合市が課する税及び料の滞納をしていない者であること。
- ス 製造メーカーが代理店を通じて提案する場合は、1メーカーにつき1社の代理店の参加を認める。その場合は委任状（様式6）の提出も必須とする。

(4) 書類の提出方法等

- ア 提出期日：令和7年5月13日（火）17時
- イ 提出場所：埼玉県央広域事務組合 消防本部指令課
- ウ 提出部数

様式	提出物	部数（紙）	部数（CD-R）
任意	企画提案書	正本1部、副本11部	1部
任意	仕様書（案）	正本1部、副本1部	
様式2	会社概要	正本1部、副本1部	
様式3	導入実績	正本1部、副本1部	
様式4	機能要件表	正本1部、副本11部※	
様式5	提案誓約書	正本1部、副本1部	不要
様式6	委任状	正本1部、副本1部	
様式7	費用見積書	正本1部、副本1部	
様式8	機密保持に関する誓約書	正本1部、副本1部	

※「様式4 機能要件表」については、各評価委員に配布するため

- エ 提出方法：持参を基本とする。詳細な受付時間については、本組合から提案者ごとに指定するものとし、参加表明書を提出した事業者に対して別途通知する。ただし、持参による提出が難しい場合については、郵送による提出も可能とする。郵送の場合は、配達された日時が分かる手段を取ることとし、提出期日の17時必着とする。
- オ 提出書類に関する質問：提出された書類の内容について、本組合から問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合は、速やかに回答すること。

カ 虚偽の記載があった場合は失格とする。

(5) 書類に関する注意事項

ア 企画提案書等の作成

(ア) 「1趣旨(1)現状」を踏まえ、公募型プロポーザル評価基準表の審査項目について、考え方、経験、実施方法、提案のポイント、理由、背景などを明確に示すこと。

(イ) 要求水準書は、当消防本部が求める機能の大要を定めたものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではないという趣旨を十分に理解した上で、要求水準書に記載してある機能等の実現内容(代替提案含む)及び要求水準書に記載のない機能の提案や追加等について記載すること。

(ウ) 企画提案書の内容は、参加者が実現できる範囲で記載すること。

(エ) 提案内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て契約者の負担となるため、要求水準書の内容を十分に理解した上で提案すること。

(オ) 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。

(カ) 提案上限額の範囲内で提案すること。

(キ) 企画提案書以外の参考資料の添付は認めない。

(ク) 企画提案書の様式は定めないが、原則A4判とする。なお、資料の都合上、必要に応じて部分的にA3判の使用も可とする。

(ケ) ページ数は、50ページ以内とする。なお、表紙、目次、様式第2～8号及び裏表紙はページ数に含まない。A4判については白紙面も1頁と数え、A3判を使用する場合は、片袖折にしてとじ込むこと。また、A3判1ページはA4判2ページと数えることとするが、白紙面についてはページ数に含まない。

(コ) ページ番号を付けること。

(サ) 文字サイズは11ポイント以上とし、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。

イ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

ウ 公共機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延の理由が事業者の瑕疵に因るものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

(6) プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、本プロポーザルを行うものとする。また、参加する者が1者となった場合、評価点数が満点の8割以上の得点がなければ契

約候補者として認めないものとする。

#### 4 選定について

「消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業」受託事業者選定に当たっては「消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業におけるプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」があらかじめ指名する評価チームが、各々、別添「評価基準表」に基づき、以下審査方法をもって、提案事業者ごとに提案内容を審査する。

同審査結果を審査委員会に報告・審議の上、管理者決裁を経て決定する最高得点者を優先交渉事業者として選定する。

##### (1) 書類審査の実施

参加表明に関する提出書類の内容について「審査委員会」事務局による書類審査を実施する。

##### (2) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

###### ア 時間

詳細な日時、場所及びスケジュールは、後日、プレゼンテーション及びデモンストレーション日程通知書（様式14号）を通知する。

###### イ 実施内容

プレゼンテーション及びデモンストレーションについて以下のとおり実施する。プレゼンテーションとデモンストレーション合わせて45分、質疑応答15分の時間配分を目安とすること。また、準備と撤収はそれぞれ約10分を目安とすること。

###### ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、本業務受託決定後のプロジェクト責任者及びそれに準ずる者が行うこと。

(イ) デモンストレーションは、本業務受託決定後の各業務の担当SE又は提案システムに知見のある者が10名以内で行うこと。

(ウ) パソコンは本組合で用意しないため、提案事業者が用意しセッティングすること。なお、プロジェクターとスクリーンは本組合で用意することができるので、必要な場合は事前に事務局へ連絡すること。

(エ) 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

(オ) デモンストレーションの内容は庁内にZOOM配信及び録画する場合がある。

##### (3) 契約等について

ア 本組合にて最終的に選定された優先交渉事業者においては、全ての提案

内容とシステム機能の確認を行い、本組合の承認を得ることとする。このとき、企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、次点提案事業者と機能の再確認を行うこととする。

イ 契約金額は、優先交渉事業者から提出された費用見積書の額を超えないこととする。

ウ 契約締結に向けた協議の中で契約を辞退した場合は、システム稼働開始に間に合わない等のリスクが発生することから、辞退に対するペナルティ及び損害に応じた補償が発生することになるために注意すること。なお、その場合は次点の事業者を優先交渉事業者として、契約に向けた手続きを行う。

エ 本事業は議会の議決を得るまでは、仮契約とし、議会の議決を得られたときから、本契約として効力を生ずる。なお、この仮契約が議会で否決されたときは、無効とし発注者は何ら責任を負わない。

#### (4) その他

優先交渉事業者は、契約締結後速やかに受託事業を実施すること。

### 5 審査結果の通知及び公表について

(1) 審査結果については、優先交渉事業者が決定次第指名通知書（様式15号）を通知する。

(2) 審査結果の公表に当たっては、6月11日（予定）に組合ホームページ及び当事務組合総務課窓口において、優先交渉事業者のみを公表し、評価点等は公表しない。

(3) 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも、原則として応じないこととする。

(4) 不採用の通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により本組合に対して理由の説明を求められることができる。（書式自由）

この場合、説明を求められた日の翌日から起算して14日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

### 6 情報公開

#### (1) 提出された書類関係

提出された書類は、優先交渉事業者を選定する目的以外には使用しない。ただし、埼玉県央広域事務組合情報公開制度に基づく情報公開請求があった場合は、同法第7条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、公開

することがある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

(2) 評価内容

評価内容について、第三者から閲覧又は公開の申出があった場合は、以下内容を記載した「プロポーザル採点結果調書」にて情報提供することを了承すること。

①業務名

②参加提案者

③優先交渉事業者名

④事業者名は匿名とした、評価項目毎の採点結果及び合計点

7 提案にあたっての留意事項

- (1) 参加表明書提出後、辞退を希望する場合は、速やかに参加辞退届（様式1-1）を提出すること。
- (2) 提出済みの内容を変更する場合は、事前に本組合に届け出るものとする。その場合は従前の内容と同等以上と認められる場合に限り変更を認める。ただし、費用見積書の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出書類については原則、外部へは公表しない。ただし、本組合が必要と認める用途については、全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (4) 説明会、提出物の作成・提出、プレゼンテーション及びデモンストレーションの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (5) 企画提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡及び退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ア 実施要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
  - イ 参加者の記名及び押印を欠く場合
  - ウ 全ての提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
  - エ 2通以上の提案を行った場合
  - オ 選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、埼玉県央広域事務組合職員及び公職にあるものと不当な接触を行った場合

## 別紙1

表1 プロポーザル実施スケジュール

項目	時期
(1) 募集要領の公表	令和7年4月1日
(2) 参加表明書等の受付期間	令和7年4月1日～令和7年4月18日
(3) 参加資格確認結果通知書の送付	令和7年4月末日
(4) 質問書の受付期間	令和7年4月9日
(5) 質問書への回答	令和7年4月15日
(6) プレゼンテーション及びデモンストラーション日程通知	令和7年4月21日
(7) 企画提案書等の提出期間	令和7年5月13日
(8) プレゼンテーション及びデモンストラーション	令和7年5月27日(予定) ※申込ベンダー数で調整
(9) 結果通知書の通知	令和7年6月11日(予定)

※都合により日程が変更になる場合は、その都度参加者に連絡する。